

# 自治会・回覧

平成25年11月22日

自治会長 宮崎 栄

生活環境部長 武藤 孝司

## 離れ犬にご注意を！！

11月20日の夕方、以下のとおり離れ犬がらみのトラブルがありました。

- ・夕方4時過ぎ、飼い犬(A)の散歩中の奥さんが離れ犬(B)に遭遇したとき、(B)に吼えられると共に(B)が(A)の脇腹に噛み付いたが、このときに奥さんは前につんのめる形で転倒され、両膝の下部に擦過傷を負われた。

\*このとき奥さんが犬の「注射済票(平成25年度 市原市 千葉県)」を拾われたが、この番号を市の衛生福祉課に報告し、飼い主に連絡してもらうようにしている。但し、この注射済票が(B)のものとは限らない。

### <犬の飼い主さんへのお願い>

- ・ご自宅で飼っている犬は、首輪・綱でしっかりと繋ぎ、離れ犬にならないように万全を期して下さい。

\*20日の例では犬とその飼い主の奥さんに被害が出ましたが、大きな怪我ではなかったことは幸いでした。状況によっては大きな怪我となり、補償問題に発展する可能性があります。

今回は、こういったトラブルがあったので"離れ犬"に関する注意喚起をしました。が、飼い犬についての問題点が多くあり、多くの苦情が寄せられています。従って、以前から何回も広報していることですが、改めて犬を飼うに当たっての注意事項を記しますので、飼い主の皆さんのご協力をお願いします。

- ・散歩中の犬の糞は、飼い主が責任をもって自宅に待ち帰り処理する。
  - \*月に一回、防犯ボランティアにより、"公園愛護活動"として、糞の回収をいただいておりますが、毎回かなりの量が回収されています。桜台には野良犬はいないので、これらの糞は全て散歩中の犬の糞と思われます。
- ・自宅の庭等での犬の放し飼いはしないようにする。
  - \*犬の習性でやむを得ないと思われるが、郵便配達員等の通りがかりの人に吼えたりして近所迷惑になることもあるし、木戸、垣根の状況によっては庭の外に出て、結果"離れ犬"となってしまうことも考えられる。

以上お願いしたことは、犬の飼い主として最低限の対応です。従って、今更とお考えの方がほとんどと思いますが、守られなくて困っている方、迷惑している方がいるのも事実ですので、皆さんのご協力をお願いします。

以上